

令和3年9月1日

お客さま各位

のと共栄信用金庫

少額残高預金の口座解約手続きにおける「印鑑不要化」の実施
ならびに預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、個人（個人事業主含む）のお客さまを対象に、残高 1 万円未満の預金口座に対する解約手続きにおいて、届出印の押印がなくても運転免許証等の顔写真付本人確認書類のご提示により手続きを可能とする取扱いを開始いたします。

また、取扱い開始に併せて下記のとおり預金規定を改定いたします。

記

1. お取扱いについて

(1) 対象となるお客さま

個人（個人事業主含む）のお客さま

(2) 対象となる預金口座

- ① 普通預金（無利息型普通預金含む）
- ② 定期性総合口座預金（無利息型普通預金含む）
- ③ 貯蓄預金
- ④ 納税準備預金

(3) 対象となる条件

口座残高 1 万円未満

(4) お持ちいただくもの

- ① 該当預金通帳
- ② 運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付本人確認書類

2. 取扱店舗

全店店頭窓口

3. 取扱開始日

令和3年9月1日（水）

4. 改定する預金規定

- (1) 普通預金規定（無利息型普通預金含む）
- (2) 定期性総合口座預金（無利息型普通預金含む）
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定

以上